

(統計調査その他の調査及び研究)

第18条 知事は、観光立県の実現に関する施策を効果的に推進するため、統計調査その他の必要な調査及び研究を行うものとする。

【説明】

観光立県の実現に関する施策を効果的に実施するためには、旅行の動態や来訪者のニーズ、事業者が抱える課題などを把握するとともに、これら課題などへの適切な対応策を講ずる必要があります。

特に、統計調査は、産業としての観光を推進していくためにも、その充実が必要です。

また、統計調査と併せ、観光施策の推進に当たり必要な調査・研究についても取り組んでいくこととします。